

(仮称) 生物多様性しが戦略2024

～自然・人・社会の三方よし～ (素案)



令和6年(2024年)3月
滋賀県



構成

1 はじめに	(1) 生物多様性とは	3
	(2) 生物多様性保全の必要性	4
	(3) これまでの取組と国内外の動向	5
	(4) 策定趣旨	6
	(5) 戦略の位置づけ	7
	(6) 取組期間	9
	(7) 取組対象地域	9
2 現状と課題	(1) 滋賀県のなりたちと特徴	10
	(2) 琵琶湖とその周辺水域の生物多様性	11
	(3) 里地里山・農地環境の生物多様性	14
	(4) 森林・山地の生物多様性	16
	(5) 野生動植物の保護・保全	20
	(6) 社会課題との関係	25
3 目指す姿	(1) 長期目標	31
	(2) 短期目標	32
4 取組方針	(1) 保全	34
	(2) 活用	34
	(3) 行動	34
	(4) 取組の考え方	35
5 行動計画	(1) 保全	38
	(2) 活用	42
	(3) 行動	46
6 戦略の推進	(1) 各主体の役割・連携	48
	(2) 点検・評価	48

1 はじめに

(1) 生物多様性とは

生物多様性とは、動物や植物をはじめとする生きものには種類や個性があり、それぞれがつながりあって生息・生育していることです。約46億年の長い地球の歴史のなかで、生命が誕生し、気候などの環境変化に適応して進化し、その数は3,000万種ともいわれています。

その多様性には3つのレベルがあります。山地、海や湖沼、河川、湿原、干潟など歴史的に形成されてきた自然があり（生態系の多様性）、その自然の中で動物や植物から微生物などの細菌といった生きものが生育・生息し（種の多様性）、さらには、地域固有の遺伝子をもつ個体群があることや、同じ種であっても個体ごとの遺伝子は同じではなく、形や模様に見える個性があります（遺伝子の多様性）。

生態系が多様であることで、種の多様性や遺伝子の多様性が担保され、種が多様であることで生きもののがつながりが複雑になり、環境変化や人為的影響に対する柔軟性や適応力が高まり、遺伝子が多様であることで、病気などへの抵抗力も高まり、種の全滅を防ぐことにつながると考えられています。

生物多様性のもとで、わたしたちの暮らしに恵みがもたらされており（生態系サービス）、光合成によって生まれる酸素、植物が育つのに必要な土壌や栄養塩などが生命の生存を支える土台となり（基盤サービス）、食料や水、木材、紙、医薬品、生きものの姿かたちや機能を活かした製品等が供給され（供給サービス）、気候の調整や大雨の軽減、水質の浄化といった環境が保全され（調整サービス）、自然がもたらす癒しや景観、自然とともに育まれた文化や知恵が心身を豊かにする（文化的サービス）、という3つの機能を支えています。

はじめに

(2) 生物多様性保全の必要性

生態系サービスの源である生物多様性は様々な影響を受けやすく、開発や乱獲などの人間活動によるもの（第1の危機）、里地里山の利用など人間の自然に対する働きかけの減少によるもの（第2の危機）、外来種や化学物質など人間が持ち込んだものによるもの（第3の危機）、気候変動など地球規模の環境変化によるもの（第4の危機）によって、劣化が進み、近年、特に気候変動と並んで、世界全体で生物多様性の損失に対処し、行動することが喫緊の課題となっています。

様々な要因により、生息・生育場所や生きものの種類が減少して生態系や種の多様性が失われ、また地域固有の遺伝子が交雑してしまうことで遺伝子の多様性が失われ、生態系サービスの土台が脆弱になり、地球上の生命の危機につながるからです。

生物多様性条約の前文には、「生物の多様性が有する内在的な価値」とあります。わたしたちは、生物多様性がもたらしてれる恩恵を多方面で受けていますが、生物は経済的価値や人間のためとは関係なく存在しており、地球を分かち合っている一員としての役割を果たすことが生物多様性の恩恵を持続的に受けることにもつながります。

地球には生態学的な上限「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」があり、人間活動がこれを超えない範囲に収まることを念頭に、地域の特性を活かした強みを発揮し、他の地域ともつながる、持続可能な開発目標（SDGs）の実現が求められており、生物多様性の保全は、ローカルSDGsの実現という社会のあり方にかかわるものとして捉えることができます。

こうしたことから、自然を社会・経済・暮らし・文化の基盤として認識し、自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化などの社会課題の解決に役立てようとする「自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）」とよばれる取組が注目されています。

はじめに

(3)これまでの取組と国内外の動向

生物多様性については、COP10で採択された愛知目標を踏まえて改定された「生物多様性国家戦略2012-2020」を受けて、2015年に「生物多様性しが戦略」を策定し、取り組んできました。自然と人とのかかわりの中で用いられてきた「守(も)り」という言葉に着目し、人が自然を管理するのではなく、自然本来の力に委ね、必要な手を加え、次の世代に引き継ぐという考え方で、滋賀の生物多様性を保全し、将来にわたって持続可能な形で利用していくための戦略です。

2020年度までの取組のふりかえりを行った結果、目標値の80%以上を達成できたのは全体の約6割でした。野生動植物の生息・生育地保護やレッドデータブック、山村の生活文化と関わりの深いトチノキの巨樹巨木を保全するなど生物多様性の危機に対する緊急的な取組が進んだ一方、在来魚種の漁獲量は十分な回復には至っていないこと、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物やニホンジカの増加など、自然と人との適切な関係を構築していくためには、減りすぎ対策や増えすぎ対策に継続的に取り組んでいく必要があります。

また、新たな世界目標として2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」においては、生物多様性が人類史上前例のない速度で劣化していることへの危機感から、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるべく、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることがミッションとして掲げられました。

このことを受けて、2023年3月の「生物多様性国家戦略2023-2030」では、2030年までに、「ネイチャーポジティブ(自然再興※)を実現する」ことを目指し、象徴的な目標として、陸と海の30%以上を保全する30by30目標が設定されており、こうした新たな国内外の動きに対応していく必要があります。

※「再興」は生物多様性の損失を止め、反転させるという意味で用いられており、それを可能とする、自然資本を守り持続可能に活用する社会へと変革していくためには、今一度「自然」の価値を的確に認識して、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択するよう、個人と社会の価値観と行動を「再考」していくことを同時に進めることも重要、とされている。



はじめに

(4)策定趣旨

生物多様性保全の必要性を再認識し、これまでの取組を踏まえて継続するとともに、国内外の動向への対応という2つの観点から滋賀の生物多様性地域戦略を策定することとします。

滋賀には、もともと、近江商人の「三方よし」など、企業の社会的責任（CSR）や環境・社会・企業統治（ESG）につながる経営理念としても注目される考え方が培われてきた環境・風土があります。

琵琶湖を中心とした地域を挙げての環境保全活動は、国民的資産である琵琶湖を通して活力ある私たちの暮らしの目指すべき方向性や目標を共有し、取り組むマザーレイクゴールズ（MLGs）としても発展的に継承されてきました。生物多様性保全に向けた取組もこうした滋賀の地に脈々と受け継がれてきた取組やアイデンティティが土台となります。

前戦略において理念として掲げた、人が生きものの営みの（守り）もりをするという考え方のもとに、生物の多様性ととも暮らしや文化を継承していくための課題を共有し、行動していくための基本的な計画とします。

また、新たな世界目標や国家戦略を踏まえ、社会と生物多様性との関係に変容をもたらす幅広い活動を展開する野心的な計画として、MLGsに向けた取組とともに進めることとします。



Mother Lake Goals
変えよう、あなたと私から



滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



はじめに

(5)戦略の位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法第13条に基づく地域戦略です。

滋賀県の環境行政の基本計画であり、持続可能な開発目標（SDGs）の特徴を生かして、持続可能な滋賀の実現を図る滋賀県基本構想の部門別計画として、滋賀県環境総合計画があります。

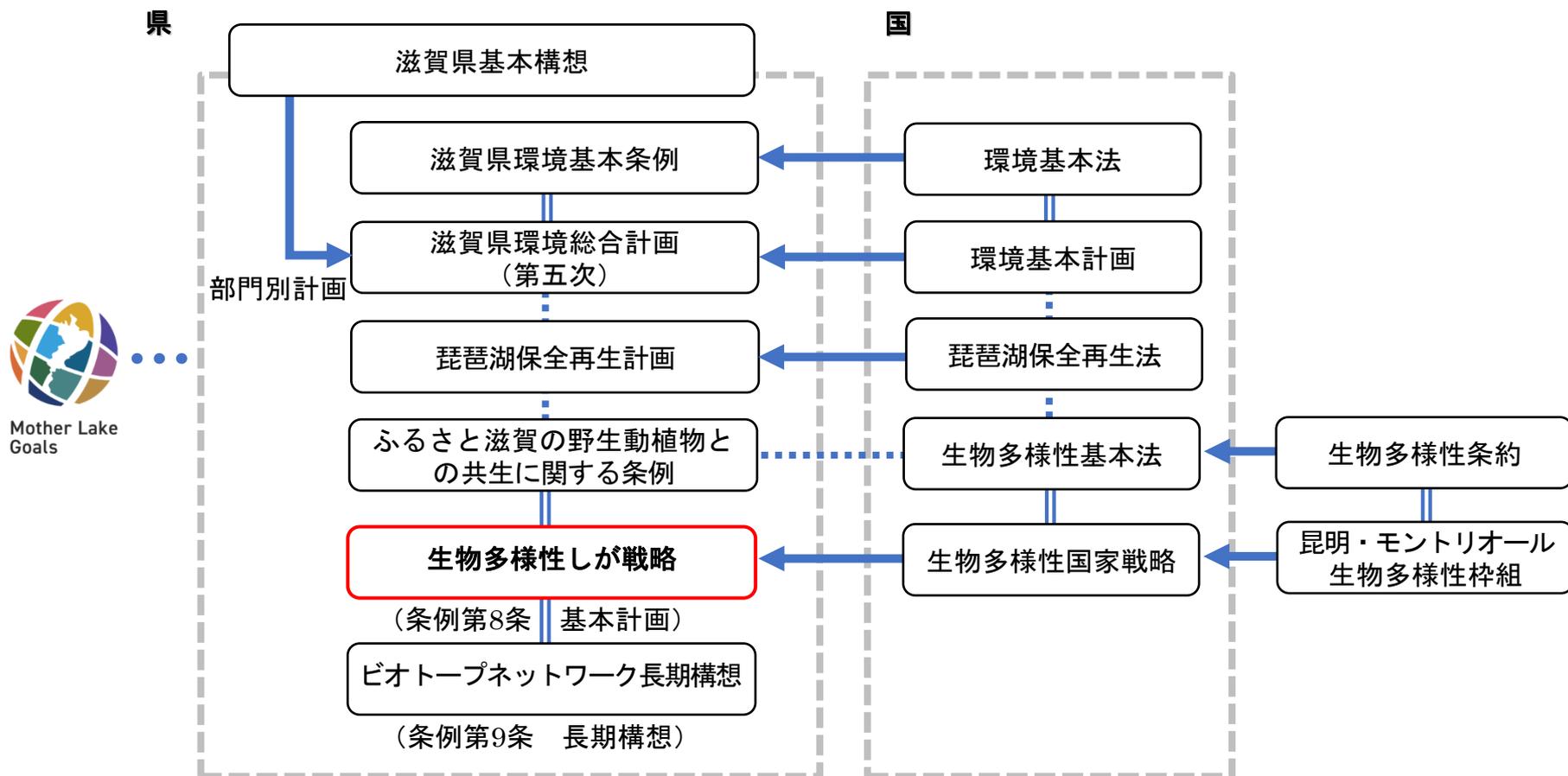
また、2015年9月、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において、琵琶湖は「国民的資産」として位置づけられ、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づく琵琶湖の保全再生施策と、協働の枠組みであるマザーレイクゴールズ（MLGs）との両輪で取り組んでおり、これらの計画や取組と整合したものとします。

生物多様性保全については、生物の多様性の確保および生活環境等の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例を定めています。本戦略は、条例第8条に基づく、野生動植物との共生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、野生動植物との共生に関する基本方針、野生動植物との共生に関する長期的な目標、野生動植物との共生に関し講ずべき施策等を定めることとします。

さらに、条例第9条において、基本計画に即して、野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想を策定することとしており、2021年4月に改定した滋賀県ビオトープネットワーク長期構想と整合するものとします。

はじめに

(本戦略の位置づけ)



はじめに

(6)取組期間

本戦略は、生物多様性国家戦略2023-2030や滋賀県基本構想、滋賀県環境総合計画との整合を図り、2030年度までを取組期間とします。

なお、国家戦略では、2050年までに自然共生型社会を実現することを長期目標とし、このビジョンの達成に向け、2030年までに達成すべき短期目標（2030年ミッション）が掲げられています。しが戦略においても、2050年の長期目標に向けて取り組むこととしますが、次の世界目標や国家戦略の策定状況に応じて取組期間を延長するなど、臨機応変に対応していくこととします。

(7)取組対象地域

本戦略の取組対象地域は、滋賀県全域とします。

2 現状と課題

(1) 滋賀県のなりたちと特徴

滋賀県は、琵琶湖を中心に4つの山地に囲まれ、400本以上の河川が琵琶湖に流れ込んでいます。日本列島のほぼ中央に位置しているため、植物や動物の分布の北限や南限となっている種がいます。また、県の面積の約1/6を占める琵琶湖を中心に、森林が県の面積の約半分を占め、周囲を山々に囲まれた地形的なまとまりは「小宇宙」と表現され、湖から里山までが一つの系としてつながっていることが特徴でもあります。

県内最高峰、伊吹山は、県北部の豪雪地帯に位置し、1927年に観測された積雪量11m82cmは今も世界記録です。地質の特徴である石灰岩は、約3億年前、海の時代だったことによるものであり、鉱物の宝庫、田上山ができた火山活動の時代、甲賀市土山町鮎川で化石が発見されたイルカやクジラもいた内湾の時代、そして、大津市伊香立竜ヶ谷で化石が発見された東洋象のいた時代を経て、約440万年前に伊賀、信楽地方にできた湖が大きさや深さを変えながら移動した世界有数の古代湖で、現在の琵琶湖とほぼ同じ位置になったのは約40万年前といわれています。

琵琶湖をはじめとする水が豊かな気候風土や情景がもたらしたことは、近江をこよなく愛したといわれる、俳人 松尾芭蕉が生涯で詠んだ980余の句のうち90近くが近江の国であることからもうかがわれます。また、近江米、近江野菜、近江牛といった「近江」を冠した食や、琵琶湖八珍などの豊かな恵みが育まれ、全国的にも珍しく、絹、麻、綿の3つの天然繊維の織物産地が同一県内に存在しています。

湿潤な気候は発酵食に適した環境をもたらし、ふなずしに代表されるなれずしを作る技（製造技術）が、滋賀県を代表する食文化として国の無形民俗文化財に登録されています。水と人との営みが調和し、多くの生きものを育む水郷や水辺に関わる文化的景観は現在までに6件が重要文化的景観に選定されているほか、2015年には「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定されました。2022年には、森・川・水田・湖がつながり、琵琶湖と共生してきた農林水産業が持続可能なシステムとして認められ、世界農業遺産に認定されました。

2 現状と課題

(2) 琵琶湖とその周辺水域の生物多様性

琵琶湖の水質は、富栄養化の指標である全窒素および全りん等で改善傾向が見られ、2019年度に初めて北湖の全窒素に係る環境基準を達成しています。2012年以降、淡水赤潮（1977年に大発生）は見られず、アオコ（1983年に南湖で初めて発生、1994年北湖で初めて発生）も、依然南湖では局所的に確認されているものの、2010年以降、北湖では確認されていません。

琵琶湖の生態系は、約200種の植物プランクトン、約120種の動物プランクトンが生息し、湖の豊かな生態系を支える食物連鎖に大きな役割を果たしています。また、底生生物は約700種と湖の生物種の1/3以上を占め、在来魚は65種（琵琶湖には45種）が生息しています。

琵琶湖の約400万年の歴史の中で独自の進化をとげた種や、琵琶湖だけに残った種である固有種で最も多いのは底生成物の38種（そのうち貝類が29種）で、魚類は16種います。琵琶湖産アユは海産アユと異なり、なわばり性が強く、流入河川に遡上し産卵するものと湖内にとどまり、あまり大きくならないものがありますが、これらは約10万年前に遺伝的に分かれたものといわれています。

琵琶湖漁業全体の漁獲量は大きく減少しており、ホンモロコなどに増加の兆しがみられるものの、依然、低水準となっています。漁場環境の新たな課題として、アユ、セタシジミ等の水産資源に成長不良や栄養状態の悪化が認められる年があり、漁場生産力の低下が懸念されています。砂地造成をしている南湖では、ホンモロコ資源は回復傾向にありますが、セタシジミ資源は変動が大きく、水草の繁茂状況が影響しているのではないかと考えられています。

水草帯は、魚類の産卵や生息場所として、また鳥類の餌となるなど琵琶湖の生態系を形づくる重要な構成要素ですが、1994年の大渇水以降、夏になると水草が大量に繁茂し、漁業や船舶航行の障害、腐敗に伴う悪臭の発生など生活環境にも悪影響となってきたほか、湖流の停滞や湖底の泥化の進行、溶存酸素の低下など自然環境や生態系に深刻な影響を及ぼしてきました。

南湖の水草は、1930年代から1950年代の20～30 km²程度（南湖全体面積の4～6割）が望ましい状態とされていますが、気候条件等により大量に繁茂する恐れがあります。

2 現状と課題

(2) 琵琶湖とその周辺水域の生物多様性

湖岸環境は、ヨシ原、砂浜、岩礁などさまざまな形態で存在しています。ヨシ原は、水鳥やニゴロブナなどにとって、砂浜はハマエンドウやハマゴウ等の海浜植物にとって、岩礁はイワトコナマズやアブラヒガイ等の固有種にとって、という具合に、それぞれの生きものに適した生息・生育場所となってきました。

琵琶湖は低湿地性希少植物の宝庫で、琵琶湖・淀川水系に集中して分布する「原野の植物」が生育しており、寒冷地に生育するヤナギトラノオやツルスゲの西南限地とされています。

平野部の大きな河川沿いには河畔林が発達し、湖岸ではヤナギ林やハンノキ林、ヨシ帯が帯状に分布し、水域と陸域の推移帯（エコトーン）は、生物の多様性に富む「生きもののゆりかご」でもあります。琵琶湖岸や内湖、その周辺の河川・水路、水田等の農地などは、ニゴロブナをはじめとしたコイ科魚類の産卵場としてのポテンシャルがあり、在来魚にとって重要な役割を果たしてきました。

しかし、干拓や埋め立てなどの開発により、多くの内湖が失われ、1940年の37か所約2,900haから1995年には23か所約425haに減少し、自然湖岸も干拓や埋め立てられたことで、ヨシ群落も1953年の約260haから1991年に約173haに半減しました。

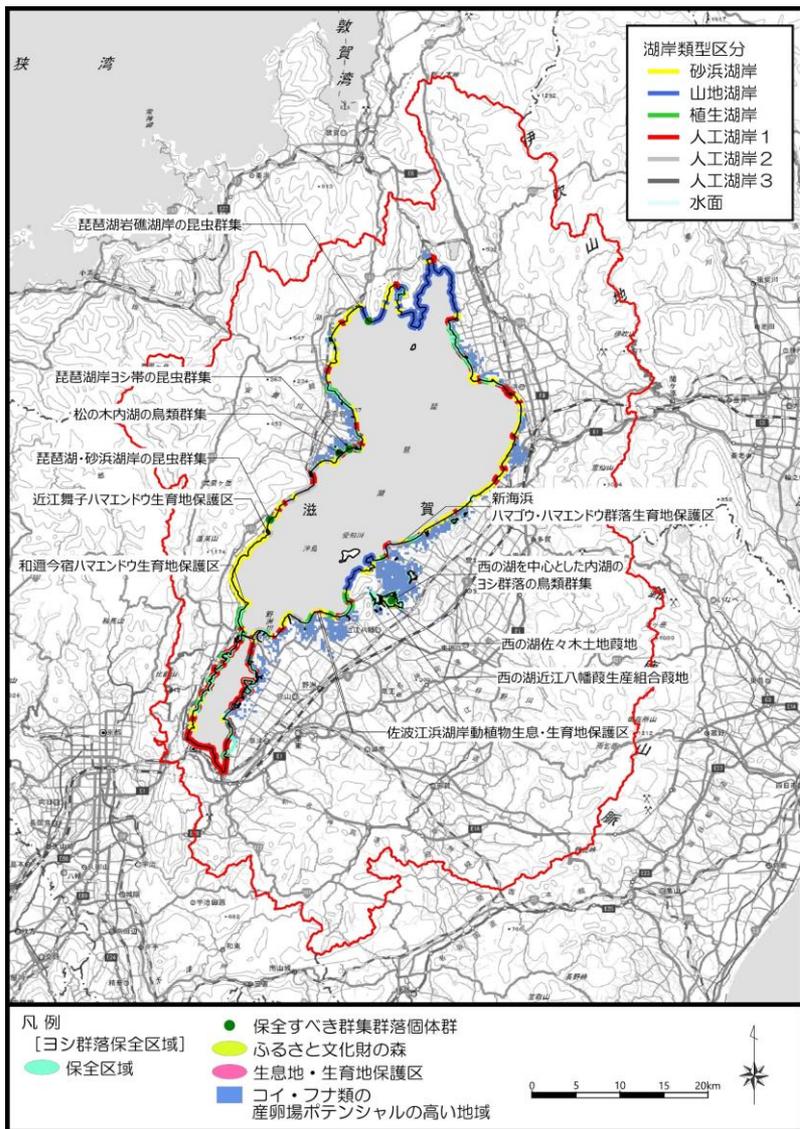
2001年より行われている早崎内湖干拓地での内湖機能再生調査では、植物、鳥類、魚類などにとって極めて良好な生息環境になっていることがわかってきており、県内の内湖と琵琶湖の豊かな生態系2013年に「内湖再生全体ビジョン」をつくり、内湖と琵琶湖の豊かな生態系の回復、人とのより良い関係を築くための取組を進めています。

ヨシ群落は琵琶湖とその周辺に広がる湖国らしい郷土の原風景であり、生態系の保全にも欠かせないことから、1992年に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を定め、地域特性に応じた維持管理、刈り取ったヨシの利活用に取り組んできた結果、2018年には約262haにまで回復しています。

2 現状と課題

〔湖岸環境〕

- 砂浜、ヨシ帯、山地など、様々な地形的特徴をもつ琵琶湖岸は、多様な動植物の生息・生育場所になっている。
- 人工湖岸の割合が最も多く（約40%）、人工湖岸の一部では、ヨシの植栽や人工砂浜、養浜等が実施（約9%）されている。
- 次に多い砂浜湖岸（約30%）には、全国的に絶滅が懸念されるタチスズシロソウをはじめ、ハマゴウ、ハマエンドウなど、内陸地には珍しい海浜植物が生育。
- 山地湖岸（約17%）のうち、湖北の岩礁は固有種のイワトコナマスやアブラヒガイが生息。
- 植生湖岸（ヨシ帯）（約14%）は、湖国を象徴するの原風景であり、水鳥や魚などの大切な生息場所。茅葺き屋根などに必要なヨシの国内の限られた産地である葎地（よしじ）も存在。
- ヨシ群落保全地域など、現に魚類の産卵場となっている場所だけでなく、かつて内湖や琵琶湖の氾濫原であったところなどでもコイ・フナ類の産卵場となりうるポテンシャルがある。
- それぞれの湖岸環境に特徴的な保全すべき群集・群落や生息地・生育地保護区が存在。



※コイ・フナ類の産卵場ポテンシャルの高い地域：コイ・フナ類の産着卵の分布ポテンシャル（国立環境研究所 琵琶湖分室 提供）が県全体の上位2%であるメッシュ

2 現状と課題

(3) 里地里山・農地環境の生物多様性

里地里山は、1960年代まで薪炭林として利用されており、林床が明るく野生動植物の生息・生育地となっていました。

雑木林や水田、ため池等ではオオムラサキやギフチョウといったチョウ類やタガメやオオクワガタ等の昆虫類が、また、棚田ではセツブンソウやダルマガエル等が環境に適応し生息してきましたが、過疎化や高齢化の進行、生活様式の変化によって担い手も減少し、人の手が入らなくなったところが放置林や荒廃農地となり、竹林ややぶに覆われた状態に変わってしまうことで生息場所も影響を受けています。

また、琵琶湖の周囲には水田をはじめとする**農地環境**が広がり、平野部の大きな河川沿いには河畔林が発達し、湖岸では河川やため池と水田を結ぶ水路や小川は野生動植物の生息・生育地となってきました。

安定した農業生産基盤を確保するために行われた圃場整備事業により、環境整備は進んだ一方、用排水の分離や水路のコンクリート化が進んだことで、野生動物の生息に影響を及ぼし、肥料や農薬の使用による生息・生育環境への影響が懸念されました。

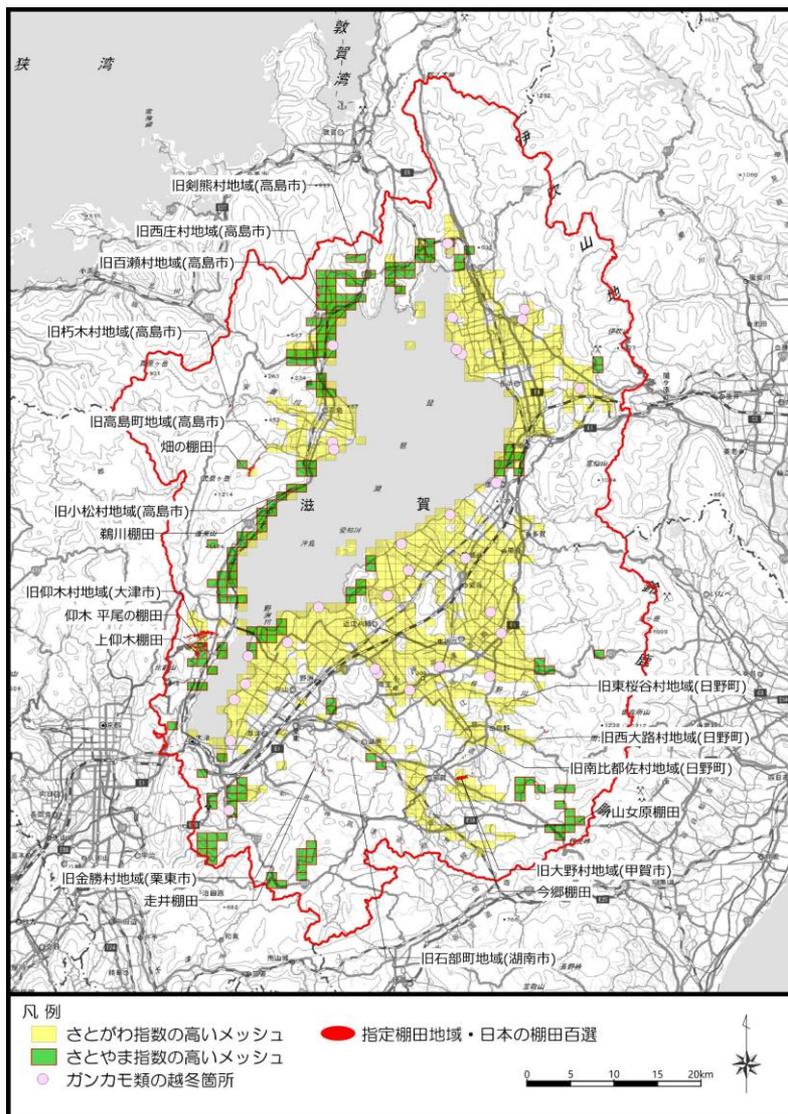
こうしたことから、琵琶湖等の環境の保全に向けて「環境こだわり農業」として、2001年に環境こだわり農産物認証制度を開始しました。2003年に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を定めて取組を拡大し、2022年度の栽培面積は13,376ha、栽培が最も多い水稻では栽培面積の45%でした。

また、2023年4月に条例を改定し、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つとして位置づけ、農薬や化学肥料を極力使わない環境こだわり栽培を持続可能な農業のシンボルとして本格的な拡大を推進しています。

2 現状と課題

〔湖辺～里山〕

- 湖辺から里山には、農地や水路、河川、ため池、里山など多様な環境が隣接。こうした場合は、多様な環境の存在を示す「さとやま指数」や「さとがわ指数」が高く、サシバやイシガメ、ヤマトサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル、トンボ類など、里山と農地、水辺と陸地を行き来する動物をはじめとした生きものの生息・生育環境のポテンシャルが高い。
- 琵琶湖には多くの河川が流入し、水辺環境が豊かであり、水辺に適応したトンボの種類が豊富（日本のトンボの半分にあたる約100種を確認）。
- ラムサール条約湿地である琵琶湖と西の湖が存在する滋賀県には、コハクチョウや天然記念物のオオヒシクイをはじめ、国際的な基準の一つである「約2万羽以上の水鳥」を優に超える10万羽以上の水鳥が毎年飛来・越冬。多くのガンカモ類が確認された越冬箇所では、ねぐらとなる琵琶湖や内湖、ため池だけでなく、餌場となる農地なども含めて、水辺環境が豊か。
- 棚田など、人々の生活に根ざした景観が形成されている場所も、生きものの生息・生育環境のポテンシャルの高さに寄与。



※さとがわ指数：水辺環境の多様性を示す指標。魚類やトンボ類の多様性と正の相関。上位25%のメッシュを示したもの。
※さとやま指数：農地を含む里山の土地利用の多様性を示す指数。サシバ、トンボ類、両生類の分布または多様性と正の相関。上位25%のメッシュから、市街地面積50%以上または農地面積10%未満のメッシュを除いたもの。

2 現状と課題

(4) 森林・山地の生物多様性

森林は、琵琶湖を取り囲み、琵琶湖の水を育み、自然災害防ぐ、水源涵養機能（洪水緩和機能、水資源貯留・水量調節機能、水質浄化機能など）を担う、まさに“水源の森”です。

植生は、琵琶湖を中心に、標高に従って同心円状になっています。600m付近を境に、高地部は冷温帯のブナクラス域で、自然植生のブナ林や代償植生のミズナラ林やシロモジ林、それより低地部から丘陵地、平野にかけては暖温帯のヤブツバキクラス域で、自然植生のカシ類やシイ、タブノキ等の常緑広葉樹林が山麓、社寺林として、代償植生のアカマツ林やクヌギ、コナラ等の落葉広葉樹が混生した二次林として分布しています。

また、森林は、食物連鎖の頂点に位置するツキノワグマ等の大型哺乳類、イヌワシやクマタカ等の猛禽類の生息場所となっており、多くの生きものを支える豊かな自然があることを示しています。

しかし、天然林（自然林）の面積は、拡大造林や開発等による伐採に伴い減少したことで、ブナ林等の落葉広葉樹林の減少がツキノワグマやニホンザルの採食場所の減少につながり、人里に出没する一つの要因となっています。

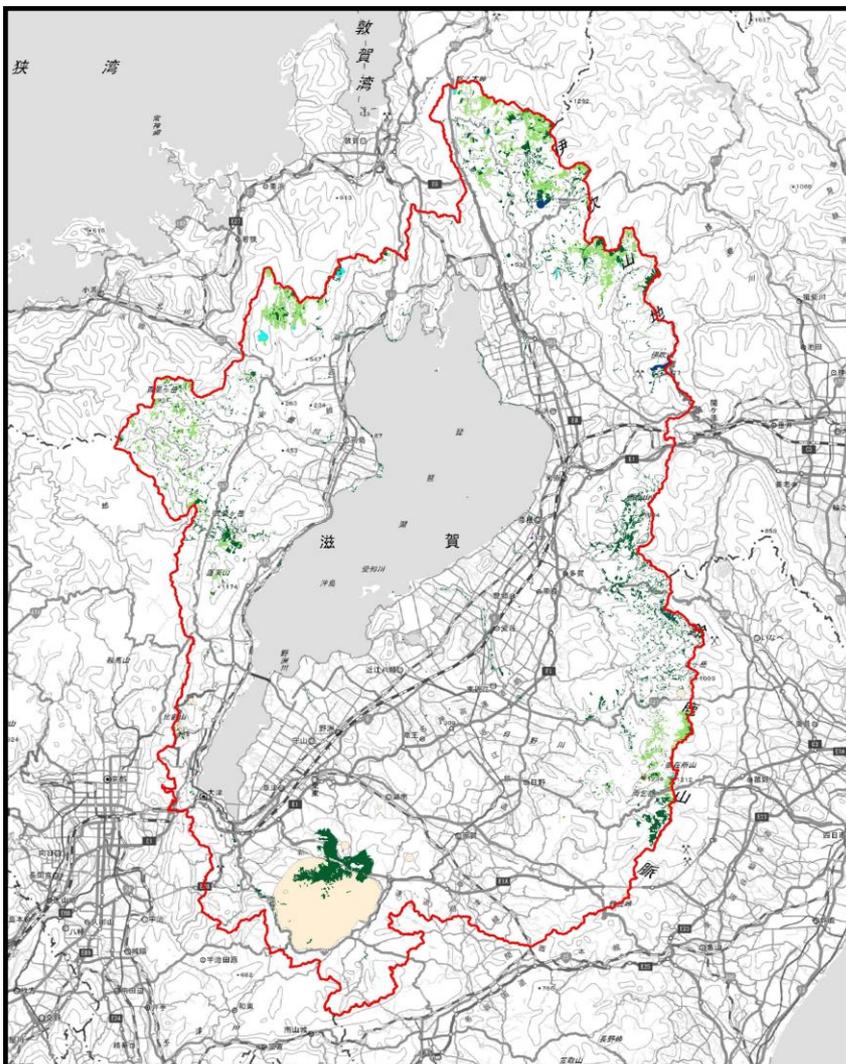
滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの県内最高峰、伊吹山は、県内の植物約2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫として、山頂のお花畑は国の天然記念物に指定されています。しかし、ニホンジカの食害により、山頂お花畑や登山道のある南側斜面では、植生の衰退や裸地化が進んでいます。南側斜面では、これに加え、この数年で、降雨の影響により土壌浸食が生じており、復旧に向けた取組が始められています。

また、姉川や姉川支流の高時川では、2022年8月の大雨で上流域から土砂が流入し、水の濁りが続いたことから、アユの産卵数減少の要因の一つと推察されています。このことは、琵琶湖の水源である森から川、里から湖海のつながりを保全することの重要性を示しています。

2 現状と課題

〔山地の自然林〕

- 琵琶湖を取り巻く、比良山地・野坂山地・伊吹山地・鈴鹿山脈の深部、奥山には、自然度の高い豊かな森林が存在し、イヌワシ・クマタカなどに象徴される種の生育・生息を支える生態系を形成している。
- また、山村の生活文化と密接に関わり、保全・活用されてきたブナ林やトチノキの巨木群が点在している。
- 自然林が有する生きものの生息・生育環境のポテンシャルは高いものの、滋賀県ではごくわずかに残されているのみであり、保全すべき重要な植生である（県土に占める割合は約4%）。
- 環境省には選定されていないものの重要性が高いと評価される植物群落を含め、「滋賀県で大切にすべき植物群落」を選定。



凡例

〔植生の状況〕

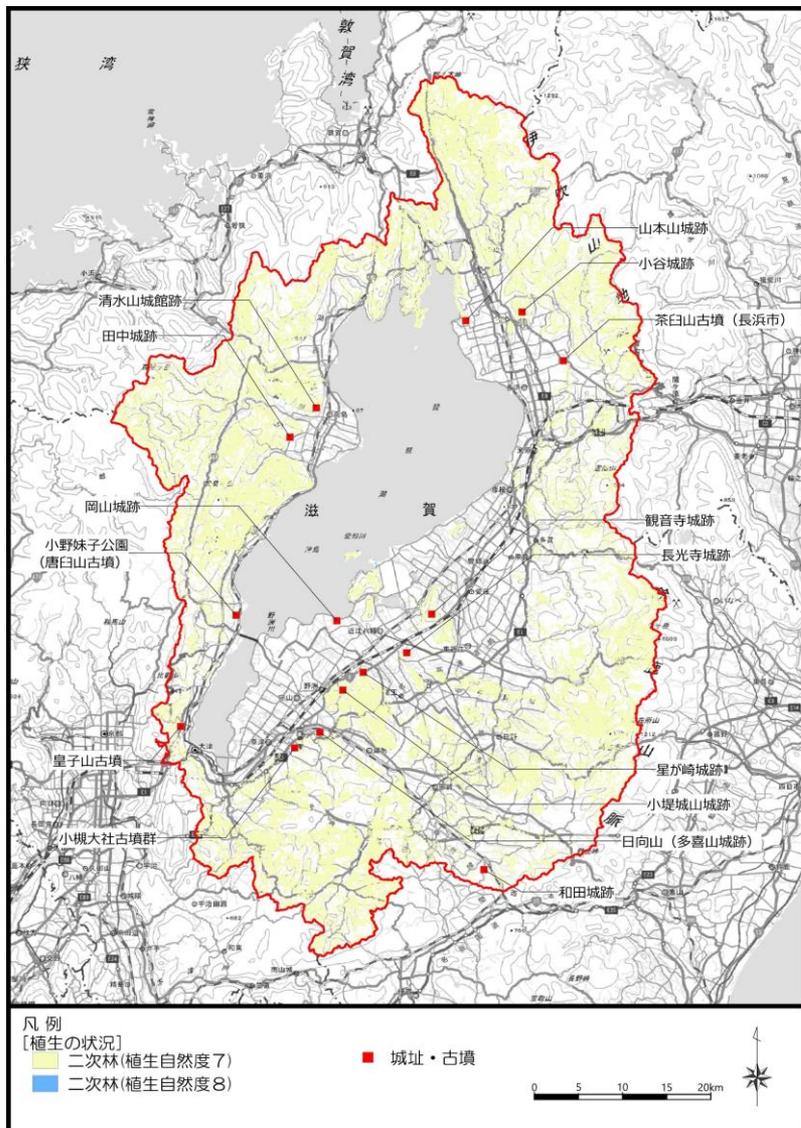
自然林に近い二次林 (植生自然度8のうち 自然林に近いと考えられるもの)	〔滋賀県で大切にすべき植物群落への選定〕
自然林(植生自然度9)	ブナ林
	低木林
	常緑広葉樹林
	落葉広葉樹林
	針葉樹林

0 5 10 15 20km

2 現状と課題

〔二次的な自然〕

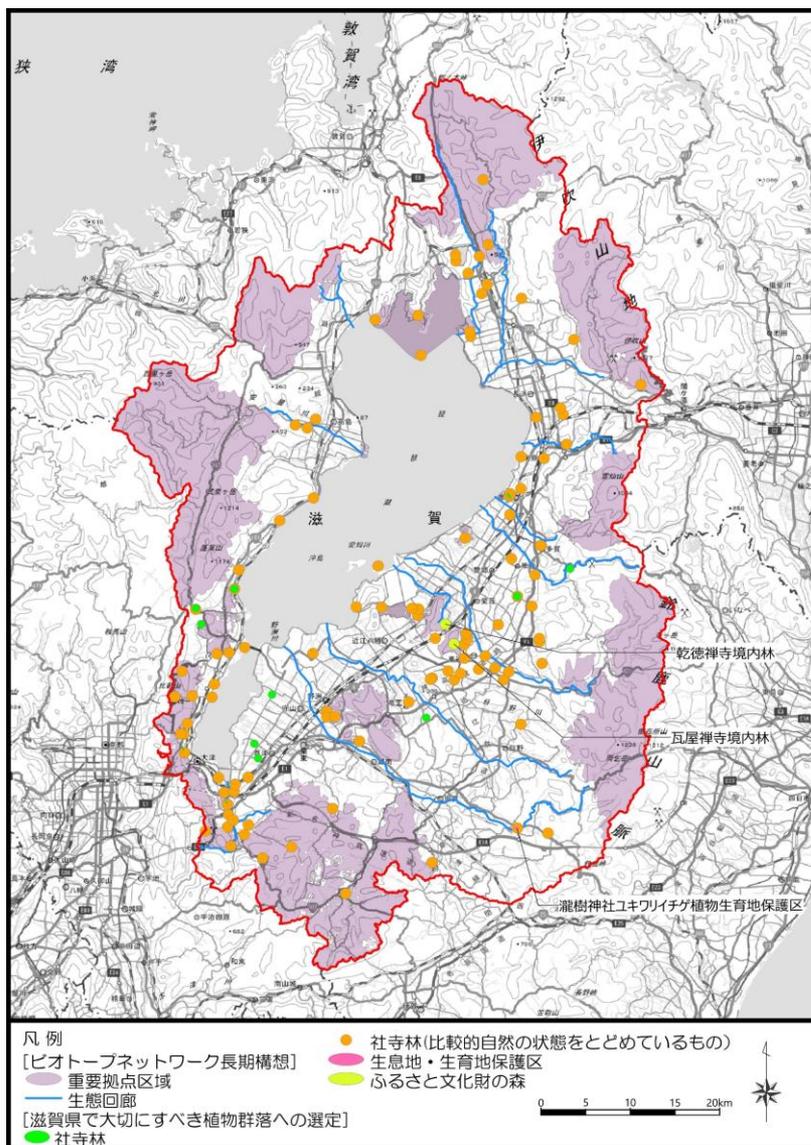
- 人の手により活用・維持されてきた二次林は県内の広範囲に分布し（県土の約26%）、全国と比較しても高い割合となっている。これは、薪や炭を作るための木の伐採や、畑の肥料にするための落ち葉かき、マツタケの採取等、自然と人の営みが各地で密接に行われていたことを物語っている。
- クヌギやコナラなどの「ドングリの木」、アカマツ、ケヤキ、エノキなどで構成される二次林は、オオムラサキやヤマトタマムシ、ミツバツツジなど身近な生きものの生息・生育場所となっている。
- 化石燃料や化学肥料の利用など、生活様式の変化に伴い、二次林はかつてのように活用されなくなり、維持が難しくなっているところもある。
- 滋賀県には中近世にかけて1,300を超える城郭が築かれ、単位面積当たりでは日本一と言われている。こうした城郭や古墳の一部には二次林が成立し、地域の文化的資産として保存・活用・維持されることで、良好な生きものの生息・生育場所となっているところもある。



2 現状と課題

〔重要拠点区域と生態回廊〕

- 湖と川を回遊するビワマスや、渡りを行うジョウビタキなど、移動・分散を行う動物の移動経路となる、琵琶湖・内湖・河川・水路の水域のつながりや、河畔林などの緑地のつながりが存在している。
- 移動経路の「飛び石」となる、社寺林や企業のビオトープ、工場緑地なども存在している。
- 自然に近い状態で維持管理されている社寺林が点在していることも滋賀県の特徴であり、ユキワリイチゲなどの希少な生物の貴重な生息・生育場所になっているところや、文化財の維持・修復のための檜皮を供給するなど、文化的価値を有する場となっているところもある。



2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全

① 希少種の保護

生態系の多様性の低下等が原因となって生息・生育環境が悪化し、絶滅が危惧される野生動植物が増えています。「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2020年版～」によると、絶滅危惧種（絶滅の危機に瀕している種）、絶滅危機増大種（絶滅の危機が増大している種）または希少種（存続基盤が脆弱な種）は866種にのぼっています。

また、人為的捕獲や採取からの希少種保護対策として、2007年にハリヨなど22種、2014年にハマエンドウなど9種、2020年にアブラヒガイなど4種、計35種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲等を原則禁止としています。また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、12箇所を生息・生育地保護区として指定しています。

湧水環境に生息する絶滅危惧種のハリヨは、国内では滋賀県と岐阜県の一部にしかいませんが、遺伝的には独自性があることから、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、米原市醒井・地蔵川の全域を「生息・生育地保護区地蔵川ハリヨ生息地保護区」に指定しています。しかし、2008年に北海道イトヨとの交雑が進んでいることが分かり、地域の環境の遺伝的多様性を守るため、地元や企業の敷地内で保全する活動が行われています。

2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全

② 鳥獣の保護・管理

滋賀県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。渡り鳥をはじめとする鳥獣の保護増殖を図るため、鳥獣保護管理法※に基づき、狩猟を禁止する地域として「鳥獣保護区（2023年度現在：45箇所、99,692ha）」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として嚴重に保護する地域を「特別保護地区（2022年度現在：14箇所、1,393ha）」として、土地の形状変更などを規制しています。

一方で、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウなどの野生鳥獣の生息数の増加や分布域の拡大によって、農林水産業や生活環境への被害が出ています。また、ニホンジカの採食によって、森林の下層植生が衰退し、水源涵養機能や土砂流出防止機能などの森林の多面的機能の低下が懸念されるなど、自然生態系にも影響が及んでいます。

こうしたことから、県では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウについて、農林水産業などへの被害等の低減や自然環境の保全とともに、個体群の安定的な維持を目的に、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を作成し、取組を進めています。このうち、ニホンジカの推定生息数は、捕獲に取り組んだ結果、近年減少傾向にありますが、2019年度時点で約41,600頭（中央値：90%信用区間約33,000頭～約52,100頭）であり、防護柵の設置などの取組と併せて、引き続き捕獲に取り組む必要があります。

また、ツキノワグマについては、滋賀県は近隣府県に比べて生息数が少ないため、第一種特定鳥獣保護計画と作成し、保護と被害の低減を図っています。

※ 正式名称は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全

③ 緑地環境・自然記念物の保護

優れた自然の風景地の保護や利用を図り、生物多様性の確保に寄与することを目的とする自然公園法に基づいて、県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、県面積に占める自然公園面積の割合は37.3%です。

また、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、自然環境の保全が極めて重要であることから、「滋賀県自然環境保全条例」に基づき、2022年度末現在で、6つの緑地環境保全地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。そのほか、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、自然保護地など約687万㎡を公有化しています。

④ 森林づくり、巨樹・巨木の保全

地域特性に応じた森林の保全や管理を進めるため、2004年3月に「琵琶湖森林づくり条例」を定め、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、第2期計画（2021年度から2030年度までの10年間）では、新たに森林づくりと農山村の活性化を一体的に行う「やまの健康」や気象災害に強い森林づくりを進めています。

また、「滋賀らしい環境こだわり住宅」をはじめ、県産材や地場産の素材使用を進めており、2023年3月に「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」を定めました。

水源の森には、トチノキをはじめとする貴重な巨樹・巨木林が現存しています。これらは、山村での生活文化と密接に関わりあって残されてきた自然資源です。次世代に残すため、県、市、森林所有者等との間で巨木の保全にかかる協定を締結し、これまで高島市朽木と長浜市余呉町および木之本町において559本の巨木の保全協定を締結し、（2022年度末時点）保全活動等に対して施する保全活動や周辺環境整備を行ってきました。

2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全

⑤ 外来種対策

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。アライグマのように、外国由来の生物だけでなく、ワカサギのように日本国内の他の地域から滋賀県に持ち込まれた生物も含まれます。渡り鳥や植物の種などは自然の力で移動するものなので外来種には当たりません。

滋賀県では、外来生物法※に基づき、オオクチバス（通称ブラックバス）やオオバナミズキンバイなどの生態系や農林水産業などに被害を及ぼす外来種の駆除に取り組んでいます。さらに、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、外来生物法の対象になっていないハクビシンやスクミリンゴガイなど19種類を「指定外来種」に指定し、飼養の届出を義務づけ、野外に放すことを禁止しています。

a 水域における外来種

琵琶湖では、駆除の取組により、オオクチバスやブルーギルなどの外来魚の生息量が減少傾向にあります。2021年に滋賀県が行った調査では、2008年に南湖で捕獲できたのは3種類だった在来魚が、2021年には13種類確認され、さらに、環境DNAとよばれる調査によると30種類のDNAが確認されたことから、これまでの対策の効果として在来魚の回復が期待されています。近年、チャネルキャットフィッシュの確認数が増加しており、コクチバスの増加も心配されています。

また、外来生物法の対象になっている水生植物のうち、ボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ等が琵琶湖で確認されています。オオバナミズキンバイ等は、内湖にも分布が広がり、農地への侵入もみられることから、集中した対策を行い、低密度状態にしていく必要があります。

※ 正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

2 現状と課題

(5) 野生動植物種の保護・保全

⑤ 外来種対策

b 陸域における外来種

陸域では、アライグマやハクビシン、ヌートリアなどの外来種が目撃情報が増加しています。特に、アライグマは関西一円で増加し、県内では2006年度から目撃情報や捕獲数が増加しています。2023年6月には、アカミミガメとアメリカザリガニが外来生物法の対象に追加され、野外に放すことなどが禁止されるようになりました。9月にもツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリの2種が追加されています。

⑥ 遺伝的多様性

ニゴロブナ等の資源回復対策として行われている種苗放流やヨシの植栽においても、環境の変化等に対する適応能力を保つため、遺伝的多様性への配慮が必要です。「水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画」である「滋賀県栽培漁業基本計画」や「滋賀県ヨシ群落保全基本計画」に明記し、取り組んでいます。

また、滋賀県では、遺伝子組換え作物の栽培については「遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針」を作成し、慎重な対応を求めています。

2 現状と課題

(6)社会課題との関係

①気候変動

県内の平均気温は、この100年間で約1.4℃上昇し、将来的に最大約4.3℃の上昇も予測されています。年平均気温の上昇にともない、桜の開花が50年で約4日早期化している、水稻においては、白未熟粒や胴割粒といった外観品質の低下、自然生態系においては、県内ではあまり見られなかった南方系の蝶の増加など、その影響が様々な形で現れています。

また、蚊やダニなどの分布可能域が変化することによる感染症リスクの増加、渇水被害の発生など、さらに深刻な影響が現れることも考えられます。

琵琶湖でも、北湖において、夏季にできる水温躍層が冬季に崩れて混ざり合う全層循環（琵琶湖の深呼吸）が2018年と2019年と2年連続で確認されませんでした。

「琵琶湖は暮らしを映す鏡」、「琵琶湖は地球環境を見通す窓」といわれることがありますが、深層部に酸素が十分供給されず、地球規模での気候変動の影響が底生生物等の生息に及んでいます。

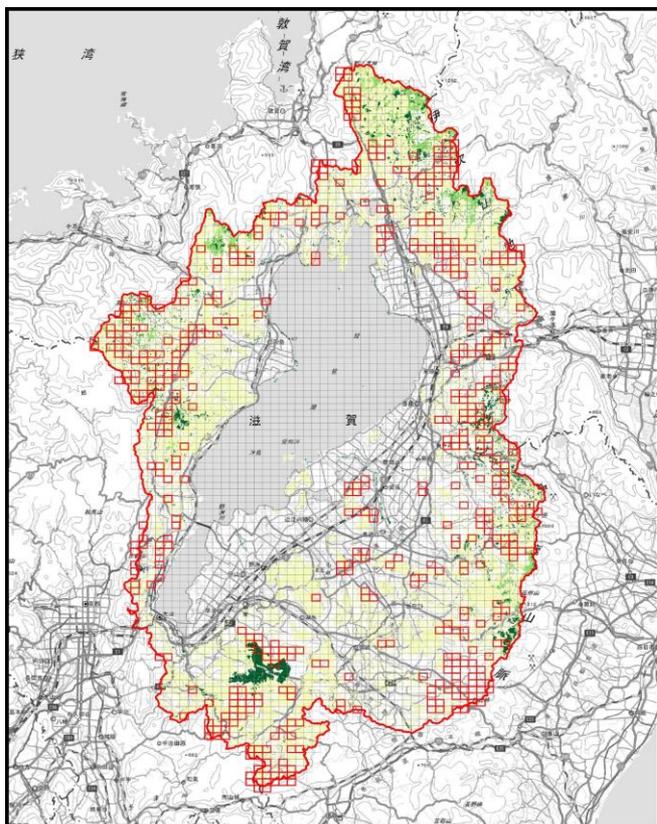
気候変動への適応策として、農林水産業では、高温登熟性に優れた水稻である「みずかがみ」と「きらみずき」の作付の推進、温暖化に伴う生育変化や病害虫の発生を予測した栽培管理技術、家畜に対する夏季の暑熱負荷軽減技術の普及を図っています。

また、気象災害のリスクの高い地区での適切な森林整備や治山対策や、ライフライン沿いで防災・減災に強い森林整備等を進めています。

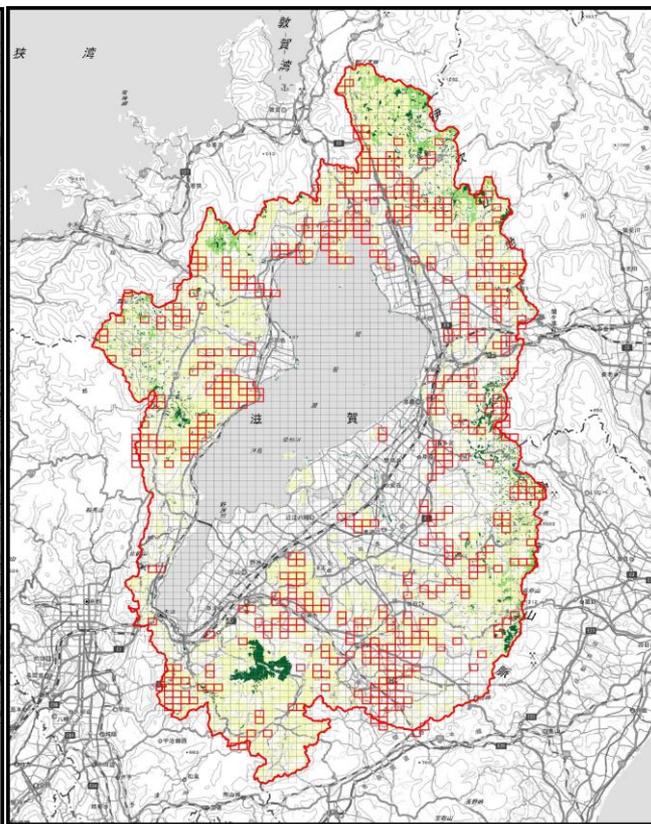
2 現状と課題

〔気候変動との関係〕

- 材積量が大きく、炭素を多く固定している森林は、奥山地域や、地域で保全されてきた平地の社寺林などに存在している。
- 二酸化炭素吸収量が大きい森林は、人の手が入っている森林など、人里近くなどに存在している。



材積量（炭素固定量）が大きい森林
※材積量m³上位25%



二酸化炭素吸収量が大きい森林
※年間CO₂吸収量 (t-CO₂/年) 上位25%

2 現状と課題

(6) 社会課題との関係

② 防災・減災

自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として認識し、自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化などの社会課題の解決に役立てようとする取組は「自然を活用した解決策 (NbS: Nature-based Solutions)」と呼ばれており、グリーンインフラやEco-DRR※は自然災害に対する強靱 (レジリエント) な地域づくりと生物多様性の保全の両立に貢献し、地域の社会・経済的な発展にも寄与する取組として注目されています。

特に、気候変動対策と生物多様性保全の相乗効果 (シナジー) の強化と矛盾 (トレードオフ) の低減により、二つの大きな社会課題に対して統合的な対応を進めていくことが重要視されています。

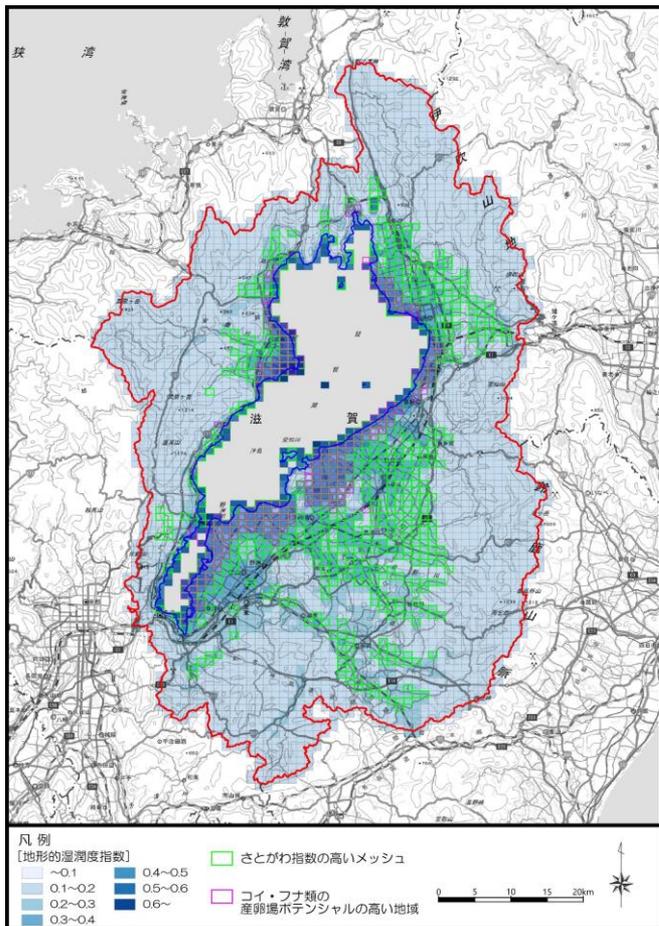
滋賀県では、持続可能で魅力ある県土づくりのため、自然環境が有する多様な機能を賢く活用したインフラ整備や土地利用等のグリーンインフラの取組をハード・ソフト両面から進めています。また、気候変動が琵琶湖の水質・生態系にもたらす影響と適応策、グリーンインフラの推進に向けた河川流域が有する多様な機能の把握とその保全再生に関する研究を行っています。

※ 生態系を活用した防災・減災: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction

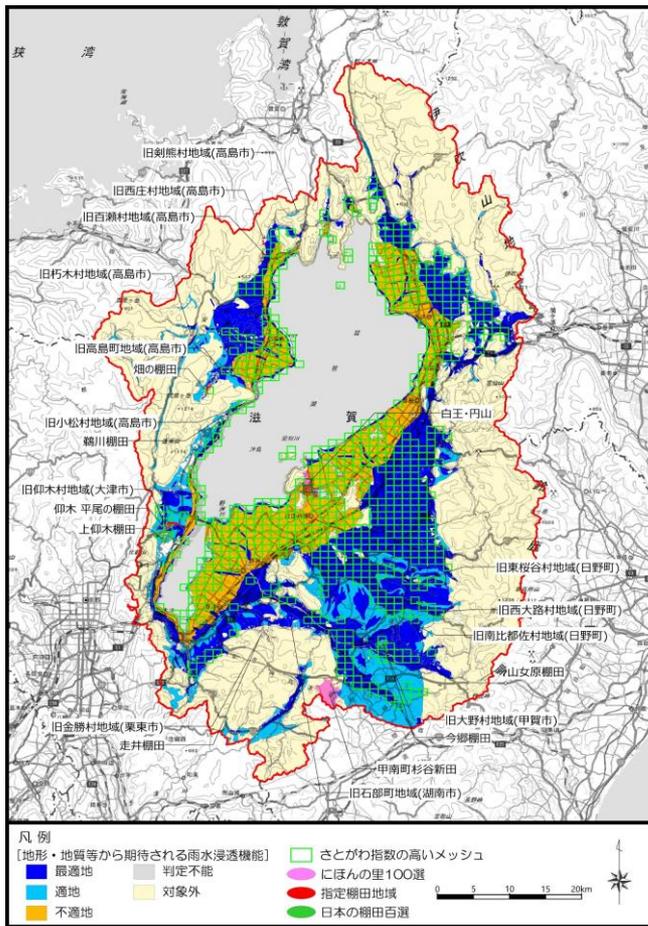
2 現状と課題

〔生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)〕

- 湿地としてのポテンシャルがある場所や、雨水が浸透する場所は、一時的な降雨の貯留や雨水の流出抑制に貢献する可能性があるだけでなく、動植物の生息・生育場となる可能性がある。
- 滋賀県では、一時的に水を貯留できる可能性がある場所 (TWIの高い場所) は、琵琶湖周辺に広く分布するとともに、雨水浸透機能が期待できる場所は、山の麓を中心に分布。
- 生きものの生息・生育環境のポテンシャルを示すさとがわ指数の高い場所等との重複も見られる。



地形的湿潤度指数(TWI)



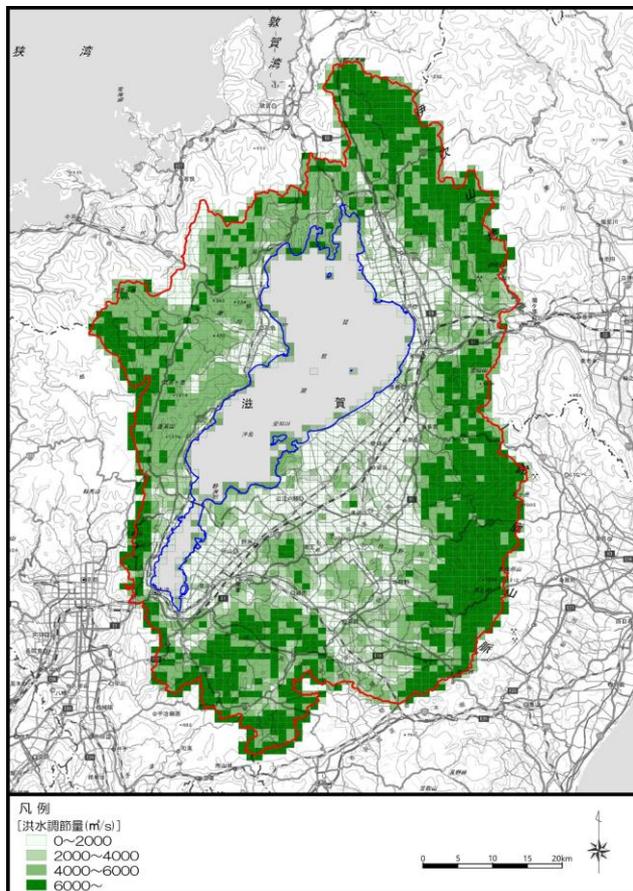
雨水浸透機能

※さとがわ指数・さとやま指数：15ページ参照
 ※コイ・フナ類の産卵場ポテンシャルの高い地域：13ページ参照

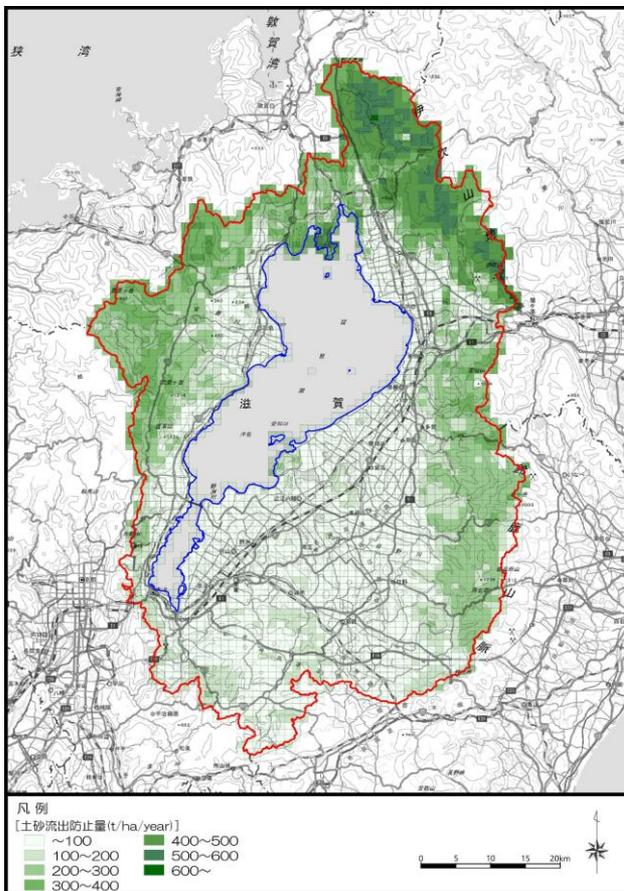
2 現状と課題

〔生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)〕

- 洪水調整量が大きい地域は、自然林が分布する奥山地域や、地域で保全されてきた平地の社寺林などに見られる。
- 植生による土砂流出防止量が大きい地域も、県北部の奥山を中心として見られる。



洪水調節量



土砂流出防止量

※洪水調整量 (m³/s) : 降雨時にピーク流量を緩和する機能の大きさ。土地利用別のピーク流出係数、降雨強度、流域面積から算出。

※土砂流出防止量 (t/ha/year) : 植生によって土砂流出が防止される機能の大きさ。土地利用、降水量、土壌係数、傾斜長係数、作物管理係数・保全係数から算出。

2 現状と課題

(6) 社会課題との関係

③ 生物多様性の保全と活用

わたしたちは生態系サービスの恩恵を受けており、保全の取組を進めるためには、多様な主体が関わる必要があります。滋賀県では、生物多様性に取り組んでいる法人や個人の事業者を見える化することで、事業者が生物多様性の活動を社会経済活動に組み込む後押しをし、すそ野を広げるため、2018年に「しが生物多様性取組認証制度」を設けて取り組んできました。

生物多様性を含む自然資本は、経済・社会の基盤であり、持続可能な事業活動のためにも自然資本の保全への取組が不可欠であることから、国際的にも、ESG 投融資※への関心の高まりなどを背景に、生物多様性への配慮を含む自然資本の持続可能な活用を経営課題として位置づけ、事業活動による影響評価や目標設定を行い、その情報を発信していくことが求められています。これに対応した新たな国際的な枠組として、TNFD※枠組の公開などが行われています。

※ESG 投融資：環境 (Environment) ・社会 (Social) ・ガバナンス (Governance) の要素も考慮した投融資

※TNFD (Task force on Nature-related Financial Disclosures) : 企業活動が自然資本や生物多様性に与える影響を把握・評価・開示するための枠組を構築する国際的な組織

3 目指す姿

(1)長期目標

2050年の目指す姿「自然と人との共生する社会の実現」

前戦略では、2050年に、「滋賀らしい“自然と人とのかかわり”のあり方を発展させることにより、生きものと人との共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されていること」を長期目標とし、自然本来の力を活かし、世代を超えて引き継ぐ「いのちの守(も)り」を理念として、生物多様性の危機に直面し、損失や劣化が進む滋賀県の生物多様性を保全する取組を進めてきました。

この理念は、人が自然を管理するという人間中心の考え方ではなく、自然の状態をよく見ながら、自然本来の力に委ね、必要な手を加えるという考え方のもと、責任をもって滋賀の自然を次の世代に引き継ごうとするものです。

生物多様性をめぐる課題は、従来からの自然保護という観点だけでは対応できなくなっており、自然と人とのかかわりのあり方や関係性を時代や環境に応じて構築し、評価していく必要があります。

本戦略では、これまでの考え方を引き継ぎ、琵琶湖をはじめ、自然の活用や暮らしの営みによってもたらされてきた生態系サービスの恩恵を持続的に享受できる「自然と人との共生する社会の実現」を目指します。

これまで培われてきた琵琶湖とそれを取り巻く自然との向き合い方、時代に適応しながら脈々と受け継がれてきた多様な文化や風土、環境意識の高さは滋賀県の強みです。

このポテンシャルの高さを活かして、暮らしや社会経済活動を通じて生物多様性の保全を進め、社会の基盤となる地域や社会課題の解決に活用可能な自然環境が維持されている状態を目指すことで、マザーレイクゴールズ(MLGs)で掲げている2050年頃のあるべき姿「活力ある営みの中で琵琶湖と人との共生する姿」に向けた歩みをさらに進めていこうとするものです。

3 目指す姿

(2) 短期目標

2030年の目指す姿「生物多様性の損失を止め、回復軌道にのせる(ネイチャーポジティブ:自然再興)の実現」

気候変動と並ぶ喫緊の課題である生物多様性の危機に対応しつつ、持続可能な社会を実現するためには、「炭素中立(カーボンニュートラル)」「循環経済(サーキュラーエコノミー)」「自然再興(ネイチャーポジティブ)」の同時達成が必要といわれています。

「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、本戦略を策定するにあたり、自然を社会経済活動の原資(自然資本)として捉える必要があります。

国家戦略では、自然資本を守り活かす自然共生社会に向けて、生態系の健全性の回復をはじめ、自然を活用した社会課題の解決、自然や生態系への配慮・評価が組み込まれたネイチャーポジティブ経済の実現、一人一人の行動変容、基盤整備の5つを基本戦略として、これらに係る取組を効果的・持続的に循環させることでネイチャーポジティブの実現を図っていくこととしています。

本戦略においても、この方向性を共有し、持続可能な滋賀の実現に向けて、生物多様性を保全するとともに活用を図ることにより、自然、人、社会の「三方よし」となるネイチャーポジティブの実現を目指します。

3 目指す姿

(2)短期目標

30by30目標との関係

県内の保護地域※の面積割合は41.7%であり、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標はすでに満たしていますが、質と量の両面でさらなる取組を進め、ネイチャーポジティブの実現を目指します。

➤ 2030年に向けて

“質”：既存の保護地域において、生物多様性が損なわれることのないよう、生態系の劣化や種の減少などに対する取組を進めます。

“量”：保護地域または保全地域（OECM）※として5,000haの増加を目指します。

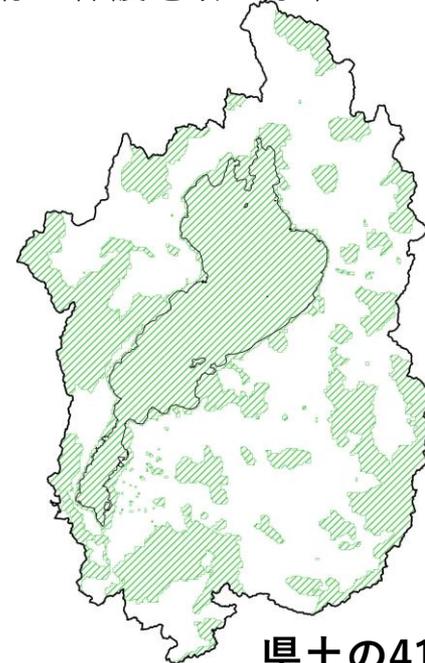
➤ 長期的な視点として

国民的資産として預かっている琵琶湖はもとより、琵琶湖をとりまく地域の保護・保全をさらに進め、“琵琶湖+30%”（46.7%）を目指します。

※保護地域：法令により保護されている地域（ex.自然公園等）

※保全地域（OECM）：保護地域以外で民間等の取組により生物多様性保全が図られている地域（ex.企業緑地、社寺林等）。OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）は、2018年の生物多様性条約COP14で「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義された。「30by30目標」の達成には、保護地域に加えてOECMもカウントされる。

既存の保護地域の分布



県土の41.6%

凡例
■ 既存の保護地域



保護地域 + 保全地域	
現状 2024	167,639ha (41.6%)
目標 2030	172,639ha (42.9%)

➤ +5,000ha

4 取組方針

2030年の短期目標の達成に向けて、保全・活用・行動の3つの方針のもとに取組を進めることで、滋賀の自然と社会・経済活動の基盤を確保する、ネイチャーポジティブの実現を目指します。

(1)保全

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、生態系サービスとしてわたしたちに恩恵をもたらす基盤となる、生態系・種・遺伝子の3つの多様性の保全に取り組みます。

2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成に向け、保護地域に加えてOECMによる保全の取組を進めるとともに、生物多様性への負荷軽減と質の向上を図ることで、生育・生息環境の改善や生態系機能の回復、気候変動等への強靱性（レジリエンス）につなげます。

(2)活用

生物多様性を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを、気候変動の緩和や適応、グリーンインフラによる防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などに活かして多様な社会課題の解決につなげ、生物多様性の保全と相乗効果を発揮する、自然を活用した解決策（NbS）を進めます。

(3)行動

ネイチャーポジティブの実現に向けて、事業活動において、生物多様性・自然資本の保全等に配慮した取組が促進されるとともに、一人一人が生活・消費活動において、生物多様性の価値を認識し行動することを促すなど、社会全体として生物多様性の理解を深め行動変容につながるよう、各主体の活動において生物多様性への配慮を広めるための取組を進めます。

4 取組方針

(4)取組の考え方

それぞれの取組方針のもとで、目指す姿（状態目標）に向けた取組の考え方を共有し、行動計画等に基づき進めていくこととします。

〔国家戦略〕 〔しが戦略〕

基本戦略	取組方針	状態目標	取組の考え方
1 生態系の健全性の回復	保全	① 水環境や水源の森、そのつながりが保全され、生態系の質が向上している	• 環境行政の基本計画である環境総合計画や国民的資産である琵琶湖の保全再生施策に関する計画等を踏まえ、基本構想の他の部門別計画と相互に連携し取り組むこととします。
		② 地域の自然環境や生きものの生息地・生育環境が適切に保護・保全されている	• 恵まれた自然環境を保全し、野生動植物との共生により、豊かな地域社会を創造するため、自然環境保全条例やふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例等に基づき取り組むこととします。
		③ 多様な主体による生物多様性の保全管理が進んでいる	• 生物多様性の恩恵を分かち合う多様な主体が協働することが、持続可能な保全管理につながるとの考えのもと、琵琶湖森林づくり基本計画をはじめ、OECM(里地里山や企業緑地、社寺林等、生物多様性の保全が主目的ではないものの、人が関わることで保全されてきた場所を認定)の拡大促進に取り組むこととします。
		④ 生きものの生息・生育環境が保全され、種レベルでの絶滅リスクが低減している	• 豊かな生態系を構成し、滋賀の生活文化を形づくってきた種の多様性を、野生動植物との共生のみならず、ツキノワグマやイヌワシ、クマタカ等に象徴される豊かな生態系を育む森林づくりや内水面漁業の振興という生業の観点からも取り組むこととします。
		⑤ 遺伝的多様性の保全を考慮した取組がなされている	• 地域固有の個体群を保全することも生物多様性にとって、地域の特徴的な環境保全にとって欠かせないことから、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に基づく保護増殖指針、遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針等に基づき、取り組むこととします。

4 取組方針

〔国家戦略〕

〔しが戦略〕

基本戦略	取組方針	状態目標	取組の考え方
2 自然を活用した社会課題の解決	活用	① 生物多様性情報が保全活動に活用されている	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性情報を可視化して共有し、ポテンシャルを実感することで、市町での地域戦略の策定や地域を知る取組、保全活動を促進します。また、琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館等の試験研究機関とも連携し、中期計画等の視点に基づき取り組むこととします。
		② 自然の恵みを防災・減災などの社会課題の解決に役立っている	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境が有する多様な機能を活用し、ハード・ソフト両面で持続可能で魅力ある県土づくりにつながることから、環境総合計画等に基づき、グリーンインフラ事例集等を踏まえて、基本方針を策定等に取り組むこととします。
		③ 自然や文化を守り育てる地域づくりが進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性もたらす自然資源は観光素材や文化芸術の創造の源であり、これを活用することが保全や地域振興につながることから、シガリズム観光振興ビジョンや文化振興基本方針、棚田地域振興計画等に基づき、活用・保全に取り組むこととします。
		④ 気候変動緩和・適応策の導入が進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動枠組条約と生物多様性条約は「双子の条約」とも呼ばれ、気候変動と生物多様性は相互に影響しあう関係にあることから、CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画、琵琶湖森林づくり基本計画等に基づき取り組むこととします。
		⑤ 野生鳥獣との適切な距離が保たれている	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣は鳥獣種ごとに生態や生息数が異なり、保護や管理の考え方も一様ではないことから、特定計画を策定し、取り組むこととします。(第一種特定鳥獣保護計画(ツキノワグマ)、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウ))
3 ネイチャーポジティブ経済の実現		⑥ 持続可能な農林水産業が拡大している	<ul style="list-style-type: none"> 世界農業遺産「琵琶湖システム」の保全・活用など、生業や産業としての持続可能性や付加価値化を図ることが生物多様性の保全への貢献につながることから、環境こだわり農業や森林づくり、内水面漁業の振興等の各計画により県市町等が一体となって取り組むこととします。
		⑦ 企業等の事業活動において生物多様性の取組が進んでいる	<ul style="list-style-type: none"> 経済活動における自然資本の持続可能な利用は国際的な潮流でもあることから、持続可能な経営や競争力強化を念頭に、本戦略と滋賀県産業振興ビジョン2030等が連携し取り組むこととします。

4 取組方針

〔国家戦略〕

〔しが戦略〕

基本戦略	取組方針	状態目標	取組の考え方
4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動	行動	① 炭素中立、循環経済、自然再興に配慮した行動意識が浸透している	<ul style="list-style-type: none"> 地球の資源は有限であり、持続可能な経済社会となるためには、環境・経済・社会がバランスよく発展・向上していくことが必要であることから、本戦略とCO₂ネットゼロ社会づくり推進計画、滋賀県産業振興ビジョン2030等が連携し取り組むこととします。
5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進		② 生物多様性に触れる機会が身近にある	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然や伝統文化は、豊かな心を育み、滋賀ならではの学びや地域の活力につながる教育資源であり、知ることが気づきにつながり、行動変容につながることで、いのちへの共感による自然と人とのかかわりを考える機会でもあることから、教育振興基本計画や環境学習推進計画等に基づき取り組むこととします。
		③ 地域での(連携した)環境調査や生物多様性保全活動が進み、定着している	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の恩恵は多様な主体が分かち合っており、それぞれの立場での活動を進めやすくすることで、取組のすそ野を拡大し、取組の質を高められるよう、本戦略や琵琶湖森林づくり基本計画、琵琶湖環境科学研究センター中期計画等を踏まえ、活動支援や人材育成における地域との連携等の基盤整備に取り組むこととします。

5 行動計画

取組の考え方を踏まえ、方針ごとに設けている状態目標に向けた具体的な行動目標を設定し、取り組むこととします。

【保全】状態目標① 水環境や水源の森、そのつながりが保全され、生態系の質が向上している

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
琵琶湖に流入する汚濁負荷の削減、良好な水質と生態系の保全の両立を図る	湖沼・河川の水質保全	湖沼水質保全計画に基づき、水質保全対策の推進する	<ul style="list-style-type: none"> • COD • 全窒素 • 全リン 	R4: 北湖2.8 南湖4.9 R4: 北湖0.19 南湖0.26 R4: 0.018	R7: 北湖2.8 南湖4.5 R7: 北湖0.20 南湖0.24 R7: 0.015
	下水道の普及	下水道の普及を推進する	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道普及率 	R4: 92.5%	R7: 94.7%
森・川・里・内湖・琵琶湖とそのつながりを保全する	森林づくり	生物多様性が保全された豊かな森林づくりを行う	<ul style="list-style-type: none"> • 除間伐を必要とする人工林の年間整備割合 • 下層植生衰退度3以上の森林割合 	R4: 67% R4: 19%	各年90% R12: 10%
	伊吹山の保全	南側斜面の復旧対策等を推進する	-	-	-
	水環境のつながりの保全	河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成、多様な川相の形成・維持、上下流の連続性の確保、多自然川づくり、グリーンインフラの推進に向けた河川流域が有する多様な機能の把握とその保全再生に関する研究を行う	<ul style="list-style-type: none"> • 多自然川づくりの河川改修延長 		
	内湖再生	内湖の価値の再発見を促し、地域における内湖再生に向けた取組を推進する	<ul style="list-style-type: none"> • 早崎内湖の再生 		
	ヨシ群落の保全	ヨシ群落の質的な保全・再生を目指した、ヨシ群落の健全な育成を図る			
	琵琶湖と漁場環境の保全再生	水草除去、湖底耕耘等による環境改善、造成ヨシ帯の管理を行う			

MLGs



5 行動計画

【保全】状態目標② 地域の自然環境や生きものの生息・生育環境が適切に保護・保全されている

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
保護地域における生きものの生息・生育環境の保護・保全を推進する	自然環境保全	自然的社会的諸条件からみて保全すべき自然環境や、歴史的・文化的遺産と一体として保全が自然環境、地域住民に親しまれる自然を保全する	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の指定数・面積 		
	鳥獣保護	鳥獣の保護を図る必要がある区域を保全する	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区、特別保護地区の指定数、面積 		
	希少種保護	希少種の保護を図る必要がある区域を保全する	<ul style="list-style-type: none"> 生息地・生育地保護区の指定数、面積 		

MLGs

【保全】状態目標③ 多様な主体による生物多様性の保全管理が進んでいる

生物多様性の保全の担い手(実施主体、支援主体)を増やす	自然共生サイト(環境省が認定する生物多様性保全が図られている区域)の認定促進支援	自然共生サイト認定促進に向けた専門家の派遣等による伴走支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> 認定数 OECMの面積 		
	多様な主体による森林づくり	多様な主体との協働により森林・林業・農山村づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> 企業等の「やまの健康」取組数 森林づくり講座等への参加者数 	R4:11 R4:455人	R12:30 R12:1,400人

5 行動計画

【保全】状態目標④ 生きものの生息・生育環境が保全され、種レベルでの絶滅リスクが低減している

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
野生動植物種の保護、生息・生育環境の保全	動植物の生息・生育現況を把握	生きもの総合調査を実施し、県内の野生動植物の生息・生育状況等を把握する			
	希少種の保護	特に保護を図る必要がある希少種の保護・保全を推進する	・ 指定希少野生動植物種の数		
		多様な主体と連携し、県内の希少種(ハリヨ、イチモンジタナゴ等)の保護を推進する	・ 保護増殖事業の認定数		
		希少猛禽類のイヌワシ・クマタカの保護を推進する	・ イヌワシ・クマタカ保護指針の改訂		
外来種対策を推進する	外来魚の駆除対策	オオクチバス・ブルーギル等の駆除対策を、漁業者等と連携して実施する	・ 駆除量 ・ 推定生息量	R3:402t	R7:300t
	侵略的外来水生植物対策	オオバナミズキンバイ等の低密度化に向けて、巡回・監視・駆除を実施する	・ 生息面積	R5:3,400㎡	R8:3,100㎡
	陸域における外来種への対応	アライグマやヌートリア等の有害鳥獣捕獲事業の支援を行う			

MLGs



【保全】状態目標⑤ 遺伝的多様性の保全を考慮した取組がなされている

遺伝的多様性を考慮した種の保護活動を行う	地域個体群の系統保全、希少種の保護増殖	遺伝的な系統を踏まえた希少野生動植物種の保護増殖指針に基づき保護増殖事業を実施する	・ 保護増殖指針の策定数		
	ヨシ群落保全基本計画	ヨシ植栽に際し、遺伝的多様性を考慮して実施する			

5 行動計画

〔活用〕状態目標① 生物多様性情報が保全活動に活用されている

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
生物多様性の保全活動や研究活動に必要な情報の共有を図る。	生物多様性情報の「見える化」	自然共生サイトの認定基準等による生物多様性分析結果を市町の地域戦略等にも活用できるよう、生物多様性ポテンシャルとして図示化を行う			
		滋賀県生きものデータバンクによる動植物の生息・生育状況等の把握を推進する			
		博物館収蔵資料や調査データのデジタル化、電子化によるデジタルミュージアムの整備を行う			

MLGs



〔活用〕状態目標② 自然の恵みを防災・減災などの社会課題の解決に役立てている

自然環境が持つ多様な機能を活かした社会インフラの整備等を推進する	グリーンインフラの推進	取組方針や事例集の作成を通し、社会資本整備や土地利用の際に自然環境が有する多様な機能を活用し、レジリエントな地域づくりと生物多様性保全の両立を推進する			
		災害に強い森林づくりの推進する	・ライフライン保全整備箇所数	R4:17か所	R7:25か所
		グリーンインフラの推進に向けた河川流域が有する多様な機能の把握とその保全再生に関する研究の実施する			



5 行動計画

【活用】状態目標③ 自然や文化を守り育てる地域づくりが進んでいる

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
自然資源を活かした地域振興	自然公園の魅力向上	民間事業者等との連携促進により、自然公園施設等の魅力を向上	・民間事業者等との連携事例数(累計)	R5:-	R6:3以上
	シガリズムの推進	自然資源や文化財、地場産業等を観光素材として体験・体感できる旅を推進する	・観光コンテンツの創出数	R4:67	R6:200
文化的資産の発掘・保存・活用との連携	文化的資産の保存・活用と生物多様性保全の連携	文化的景観、棚田など、自然との共生の中で育まれた文化・景観の継承と生物多様性保全の連携を推進する	・「伝統文化」に該当する自然共生サイトの認定数		

MLGs

【活用】状態目標④ 気候変動緩和・適応策の導入が進んでいる

気候変動による自然環境への影響の評価、影響の最小化	気候変動の影響把握	気候変動が琵琶湖の水質・生態系にもたらす影響と適応策に関する研究の実施する			
	温室効果ガスの削減	自然環境と調和する脱炭素社会を推進する	・温室効果ガス排出量	H25:1,422万t	R12:711万t
自然環境に配慮した再生可能エネルギーの導入	促進区域に係る環境配慮基準の策定	再エネ導入を促進する「促進区域」を市町が設定する際に必要となる環境配慮基準を策定する			
バイオマスの地域循環を推進	木質バイオマスの地域循環利用の推進	県産材の木質バイオマスの材料利用やエネルギー利用を推進する	・エネルギー利用される木質バイオマスの量	R4:28,155t	R7:30,000t



5 行動計画

【活用】状態目標⑤ 野生鳥獣との適切な距離が保たれている

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
鳥獣保護管理の推進	ニホンジカ対策	個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つの総合対策を強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 農業被害額 林業被害 	R1: 16,749千円 R1: 118ha	R9: 10%減/ R1 R9: 100ha以下
	カワウ対策	漁業被害、生活環境被害、植生被害の軽減、個体群の安定的維持を図る	<ul style="list-style-type: none"> 生息数 	R5: 18,254羽	R9: 4,000羽
	ニホンザル対策	個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つ総合対策を実施する	<ul style="list-style-type: none"> 悪質度が最も高い群れの数 	R5: 9群れ	R9: 壊滅
	ツキノワグマ対策	地域個体群の安定維持、人身被害の回避、生活環境被害・農業被害等の低減を図る	<ul style="list-style-type: none"> 地域個体群の個体数 	R4: 湖北個体群 164頭 湖西個体群 152頭	R9: 現状維持 現状維持または増加

MLGs



【活用】状態目標⑥ 持続可能な農林水産業が拡大している

世界農業遺産「琵琶湖システム」の保全・活用等を通じた持続可能な農林水産業の確立と農山漁村の多面的機能の発揮	環境こだわり農業の推進	オーガニック農業を環境こだわり農業の柱のひとつに位置づける等し、地球環境問題に対応した生産性の高い環境こだわり農業をさらに推進する	<ul style="list-style-type: none"> オーガニック農業の実施面積 	R3: 355ha	R8: 500ha
	琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくり	多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり、森林資源の循環利用による成長産業化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 徐間伐を必要とする人工林の整備割合(再掲) 県産材の年間素材生産量 年間再造林面積 	R4: 98,800m ³ R4: 30ha	R12: 165,000m ³ R7: 50ha
	琵琶湖の恵みをいかした水産業	水産資源の回復、漁場環境の再生、漁業の健全な発展の推進する	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖の漁獲量 ニゴロブナ生息数 ホンモロコ資源量 アユ資源量 資源管理型漁業に取り組む魚種数 	R3: 670t R3: 317万尾 - - R2: 3種	R6: 900t R7: 700万尾 資源量水準 150tを維持 資源量水準 2,000tを維持 R7: 5種
	魚のゆりかご水田の取組推進	琵琶湖の魚の生育や生物多様性に寄与する「魚のゆりかご水田」の取組面積および取組組織数の拡大を図る	<ul style="list-style-type: none"> 魚のゆりかご水田取組組織数 	R4: 17	R12: 27



5 行動計画

〔活用〕 状態目標⑦ 企業等の事業活動において生物多様性の取組が進んでいる

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
地域資源の活用を通じた循環型経済(サーキュラーエコノミー)を推進し、企業等の生物多様性保全の取組を促す	生物多様性取組認証制度	生物多様性や自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を認証する	・ 認証事業者数		
	循環経済の取組を推進	循環型社会および循環経済の実現に向けて、産業廃棄物の3R等に寄与する研究開発・施設整備事業を支援する			

MLGs



5 行動計画

【行動】状態目標① 炭素中立、循環経済、自然再興に配慮した行動意識が浸透している

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
消費、購買における配慮行動の推進	エシカル消費の推進	人、社会、地域、環境に配慮した倫理的消費行動を自分事として実践することを啓発を行う	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消を心がける消費者の割合 	R2:67.6%	R7:80%
	食品ロス、廃棄物の削減	食品ロスの発生量等の把握、未利用食品の有効活用の仕組みづくり、プラスチックの資源循環(レジ袋削減、マイボトルの推進、ワンウェイプラ製品の削減等)を行う	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの年間発生量 マイボトル利用可能な給水スポット数 	R2:2.5万t R4:97	R5:2.5万t R7:100

MLGs



【行動】状態目標② 生物多様性に触れる機会が身近にある

学校・博物館等における環境学習の推進	環境学習の推進	環境学習推進計画に基づき、環境問題に主体的に関わることができるひとづくりを推進する			
豊かな自然や地域の特性をいかした体験型環境学習の推進	「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など	「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」といった豊かな自然や地域の特性をいかした滋賀ならではの体験型の環境学習を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 「やまのこ」参加小学校数 自然を活用した幼児教育・保育の取組団体数 びわっこ大使育成数 	R4:15団体	県内全校 R12:30団体
日常における自然との触れ合いの促進	「エコ・スクール」「愛鳥モデル校」など	環境学習に取り組む県内の小中高校等を登録等して活動を支援する	<ul style="list-style-type: none"> エコ・スクール認定校数 愛鳥モデル校数 		
	琵琶湖博物館における交流事業の実施	生物多様性の理解を深める展示事業を実施し、環境学習センターでの支援や、フィールドレポーター制度、はしかけ制度などの運用を通し、幅広いニーズに応える交流事業を実施する	<ul style="list-style-type: none"> はしかけ活動数 地域・企業等との連携活動数 		
	自然との触れ合いの促進	ビオトープ自然観察会などの体験の機会を提供する			



5 行動計画

【行動】状態目標③ 地域での（連携した）環境調査や生物多様性保全活動が進み、定着している

行動目標	取組	取組概要	指標群	現状	目標値
研究課題と行政課題の連携を推進	中期計画等における生物多様性にかかる研究課題と行政課題の連携	琵琶湖環境研究推進機構、国立環境研究所琵琶湖分室等と連携し、研究情報を共有し、課題や評価等に対応する			
多様な主体の連携による、身近な生きもの調査等の活動を推進	多様な主体による環境調査	企業や研究機関、教育機関等と連携し、トンボ等の特徴的な生きもの調査や、環境DNAによる調査など、地域の生きもの調査を促進する			
市町・地域と連携し、生物多様性の保全に取り組む	各市町の生物多様性地域戦略策定への支援	生物多様性情報を共有するなどにより、市町の生物多様性地域戦略の策定を支援する	<ul style="list-style-type: none"> 地域戦略を策定した市町の割合 支援の実施実績 		R12:19

MLGs



6 戦略の推進

(1)各主体の役割・連携

生物多様性の保全はわたしたち一人ひとり、社会全体に関わることであり、各主体が、取組方針である、「保全」「活用」「行動」の各段階における担い手として、生物多様性基本法の基本原則にのっとり、それぞれの役割を果たしながら相互に連携して取り組むこととします。

また、生物多様性の取組は、気候変動や循環経済と一体のものであることから、琵琶湖保全再生やCO2ネットゼロの推進等既存のプラットフォームも活用し、取組や課題を共有し、ともに進めていくこととし、マザーレイクゴールズ (MLGs) などとともに県全体のムーブメントにつなげていくこととします。

主体	役割
国	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
県・市町	国と連携し、国の施策に準じた施策及びその地自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するとともに、多様な主体による活動を支援する。
県民・団体	生物の多様性の重要性を認識するとともに、日常生活において、外来種を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品等を選択するなど、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める。 また、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他者が行う取組に協力するよう努める。
事業者	事業活動を行うに当たり、生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、脱炭素や資源循環の視点からも関係者と連携を図りつつに配慮することにより、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努め、社会経済活動(企業価値の向上と持続可能な社会に向けた経営)を推進する。
教育・研究機関	生物多様性の行動や理解促進を図るため、環境教育や環境学習等、各主体の学びの場や機会を設けることや、生物多様性に関する調査や科学的知見の蓄積・提供を通じて、自然と人とのかかわりの学びを支援する。

(2)点検・評価

行動目標に対する各取組の実施の有無、指標群の達成状況をアウトプットとして、指標群の傾向や取組方針ごとの行動目標の状況を状態目標に対するアウトカムとして、それらを併せて総合的に点検・評価することとし、推進状況や結果を滋賀県環境審議会等に諮り、助言や講評を求めることとします。

以下、資料編

3 ふりかえり

(1) 現行戦略の目標

①

生物多様性しが戦略では、2050年の長期目標と2020年の3つの短期目標を設定するとともに、短期目標の達成に向けた行動計画をつくり、取り組んできました。

長期目標 (2050年)	滋賀らしい「自然と人とのかかわり」のあり方を発展させることにより、生きものと人との共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会が実現されている。
-----------------	---

短期目標 (2020年)	<ul style="list-style-type: none">① 生物多様性の危機に対して、緊急の取組が実施されている。② 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組が進んでいる。③ 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動が広まっている。
-----------------	---

※各短期目標の達成に向けた取組と29の数値目標を行動計画に位置づけ

3 ふりかえり

(2) 現行戦略の評価

① 短期目標の達成状況

行動計画における29の数値目標のうち、事業廃止等による4つの評価外項目を除く25項目について、点検・評価した結果、80%以上達成したのは全体の約6割にあたる17項目、未達成は8項目でした。

短期目標	項目数			
	達成 ○	ほぼ達成(80%超) △	達成せず ×	事業廃止等による評価対象外 -
I	7	6	6	1
II	0	2	1	1
III	1	1	1	2
計	8	8	9	4

② 総合評価

- 生物多様性の危機に対し、レッドデータブックの更新や巨樹巨木の保全等の緊急的な取組を進めた一方、在来魚種の漁獲量は十分な回復には至らず、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物やニホンジカなど、生きものと人との共存に向けた適切な関係の構築、生息・生育環境の改善とともに継続していくことが必要です。
- これらを自然と人とのかかわりのあり方として発展していくために、生物多様性の社会経済活動への組み込みや、生態系サービスの持続的な利用が欠かせいため、環境こだわり農業や県産材の利用を継続、拡大していくことや、社会経済活動における評価・認証の仕組みが必要です。
- 生物多様性に対する理解と行動の促進に向けて、「ラムサールびわっこ大使」等次世代リーダーの育成を進めてきましたが、生物多様性の認知度にとどまらず、多様な文化の展開につながる具体的な行動に結びつけていくことが必要です。

短期目標ごとの評価

(短期目標 I) 生物多様性の危機に対する緊急の取組の実施

(1)生物との適切な関係 (減りすぎ対策、増えすぎ対策)

達成(O) 4

ほぼ達成(Δ) 1

達成せず(X) 5

(1)生物との適切な関係(減りすぎ対策、増えすぎ対策)

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
1 滋賀県レッドデータブックの公表	—	—	H27,R2更新	H27,R2更新	○	—
2 指定希少野生動植物種の指定	種	31	37	35	Δ	35(R4)
3 ニゴロブナの漁獲量	t	48	75	40	×	48(R3)
4 セタシジミの漁獲量	t	28	130	37	×	48(R3)
5 ホンモロコの漁獲量	t	14	60	33	×	25(R3)
6 外来種リストの作成	—	—	作成、啓発	作成、啓発	○	—
7 指定外来種の指定	種類	16	19	19	○	19(R4)
8 オオバナミズキンバイの生育面積	m2	65,000	根絶	32,200	×	50,400(R4)
9 ニホンジカの生息数	頭	47,000~ 67,000	半減	41,576(R1)	×	—
10 狩猟免許所有者の人数	頭	2,042	2,100	2,310	○	2,446(R3)

- 生物多様性の危機に対し、長期目標にも掲げている、生きものと人との共存するための「生物との適切な関係」を構築するため、野生生物の保護、管理に取り組みました。
- 希少種等の減りすぎ対策として、毎年、生きもの総合調査やラムサール条約登録湿地でもある琵琶湖でガンカモ類の生息数調査を行い、状況を把握し、「滋賀県レッドデータブック」への掲載や「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく希少野生動植物種に指定し、監視を強化してきました。在来魚種の漁獲は全体として大きく減少し、目標には達成していないものの、戦略策定時と比べると、ホンモロコは増加の兆しがみられます。
- また、外来種等の増えすぎ対策として、「滋賀県外来種リスト」による管理を行いました。2000年代から急増したオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウの駆除を行っているものの、低密度状態化には至っていません。ニホンジカについては、戦略策定時と比べると減少していますが、特に伊吹山のある湖北地域で、シカによる森林下層植生の衰退が著しいことから対策が必要な状況です。

短期目標ごとの評価

(短期目標 I) 生物多様性の危機に対する緊急の取組の実施

(2) 生息・生育環境の改善 達成(○) 3 ほぼ達成(△) 5 達成せず(×) 1 評価外 1

(2) 生息・生育環境の改善

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
11 生息・生育保護区の指定	箇所	10	15	12	△	12(R4)
12 鳥獣保護区の面積	ha	100,966	100,966	99,692	△	99,692(R4)
13 生態系レッドデータブックの公表	—	—	5年ごとに公表	基礎情報を公表(H31)	△	—
14 ビオトープネットワーク構想の進捗	—	—	拠点をつなぐネットワークの骨格の概成	重要拠点16区域 生態回廊14河川	○	—
15 保全協定を締結した巨木の本数	本	261	400	433	○	561(R4)
16 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	%	74	90	59	×	67(R4)
17 里山整備協定林の数(累計)	箇所	14	40	—	—	—
18 ヨシ群落造成面積(累計)	ha	39.9	56	47.1	△	49.4(R4)
19 生活排水処理率	%	98.2	100	99	△	99.1(R3)
20 再生可能エネルギーの導入量	万kW	29.7	42.8	91.1	○	96.6(R3)

- 野生生物との適切な関係に不可欠な、生息・生育環境として、確保すべき条件と環境管理の指針を定めた「生息・生育地保護区」や「鳥獣保護区」の指定、更新を行いました。
- また、生態系レッドデータブックの基礎となる、「滋賀県で大切にすべき植物群落」を選定したほか、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」第9条に基づく野生動植物の種の個体の生息および生育の環境の保全および再生ならびにネットワーク化に関する長期的な構想である「滋賀県ビオトープネットワーク構想」を2021年4月に改定し、生物の移動回廊として重要な河川を新たに4河川（余呉川、天野川、大同川、知内川）選定しました。
- 里山の背後にあり、山間地に暮らす人々が季節ごとに利用する生活資源の場である奥山地域の自然林の保全、地域の自然資源を保全するため、巨樹巨木の保全協定を締結しました。
- 除間伐を必要とする人工林の整備については、目標の達成に向けて引き続き事業を実施するとともに、ヨシ群落の造成面積は目標に達していないものの、ヨシ群落の面積は概ね回復してきています。

短期目標ごとの評価

(短期目標Ⅱ) 社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取組

生態系サービスの持続可能な利用の取組 達成(○) 0 ほぼ達成(△) 2 達成せず(×) 1 評価外 1

生態系サービスの持続可能な利用の取組

地域資源の活用、地産地消の推進

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
21 県産材の素材生産量	m3	62,000	120,000	112,000	△	98,800(R4)

社会経済活動に生物多様性を組み込む取組

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
22 水稲における環境こだわり農産物栽培面積割合	%	39	50	44	△	45(R4)
23 しが生物多様性大賞の受賞団体(累計)	団体	4	25	2017で終了	—	—
24 生物多様性保全活動を評価・認証する制度	—	—	評価、認証制度の新設 (認証数500団体)	しが生物多様性取組認証制度 (2018年度新設) 累計63者	×	累計113者(R4)

- ・ 生物多様性の持続可能な利用にとって、人工林の適切な維持管理と生産された木材の利用は重要であることから、環境こだわり住宅や木製品の利用を促進しま県産材の素材生産量は、ほぼ目標を達成しました。引き続き、生産・流通・加工体制の整備等を進めます。
- ・ 農業における環境負荷を低減する「環境こだわり米」の作付面積割合はほぼ目標を達成しました。今後は柱のひとつとして推進するオーガニック農業の取組を指標として評価していくこととしています
- ・ また、企業等の主体的な取組の実施と継続を促進することとしています。2018年度に生物多様性の保全活動に取り組む事業者を認証する制度をつくりました。

短期目標ごとの評価

(短期目標Ⅲ) 生物多様性に関する県民の理解が深まり、各主体による生物多様性に配慮した行動の広まり

生物多様性に対する理解と行動の推進 達成(○) 1 ほぼ達成(△) 1 達成せず(×) 1 評価外 2

生物多様性に対する理解と行動の促進

県民の理解を促すための取組

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
25 生物多様性に対する認知度(言葉の意味を知っている人の割合)	%	20.9	50	44.5 (R1年度)	△	55.8(R5)
26 琵琶湖博物館来館者数	人/年	368,210	585,000	253,750	×	415,931 (R4)

人材育成とネットワークの構築

指標	単位	策定時	目標値 (R2年度)	実績 (R2年度)	評価 (R2年度)	直近の数値
27 びわっこ大使育成人数(累計)	人	24	61	65	○	82(R4)
28 生物多様性保全活動支援センターによる連携・協力のあっせん件数(累計)	件	—	70	—	—	—
29 森林づくり活動を実践している市民団体等の数(累計)	団体	139	150	—	—	—

- ・ 県民の理解を促すための取組として、生物多様性についての認知度を定期的に把握しており、目標をほぼ達成しました。また、生物多様性に関する理解を深めるうえで、博物館等の社会教育施設での参加、体験は効果的であることから琵琶湖博物館の来館者数を指標としていましたが、コロナ禍の影響もあり、目標を達成しませんでした。
- ・ 人材育成とネットワークの構築について、将来にわたって生物多様性を守っていくためには、知識や経験をもとに、適切に行動できる人材が必要であることから、ラムサール条約登録湿地でもある琵琶湖の次世代の環境リーダーとして、県内の小学校5年生、6年生のなかから「びわっこ大使」を任命し、体験学習してもらう取組を2008年から継続して行いました。